

## 「アガルトの司法試験・予備試験 合格論証集 民法」補遺

本書56頁では、

『※ 遺産分割と登記 899条の2が「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、……相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。と規定しているから、遺産分割前後を問わず、相続分を超える部分については、登記が必要となる。』としております。

本書刊行後において、教科書では、遺産分割前の第三者については909条ただし書の適用問題とし（なお、権利保護要件としての登記を要求する立場が通説）、遺産分割後の第三者については899条の2の適用問題とされている（秋山靖浩ほか『物権法〔第2版〕』（2019年、日本評論社）55頁、本山敦ほか『家族法〔第2版〕』（2019年、日本評論社）200頁、潮見佳男『詳解相続法』（2019年、弘文堂）304頁以下、二宮周平『家族法』（2019年、新世社）417頁など）ことを確認しました。

本書における説明を修正するものとして、以下の2つの論証を追加いたします。

## 論点 遺産分割前の第三者

### 論証

#### 事例

甲土地の所有者Aが死亡しBCが共同相続したところ、遺産分割協議が成立する前にDがCの法定相続分（持分）を差し押さえた（登記済）。その後、Bが甲土地を単独相続する遺産分割協議が成立した。

本事例では、遺産分割の遡及効（909条本文）によって、Bが甲土地を単独相続していたことになるから、Dによる差押えは無効であるのが原則である。

もっとも、Dは「第三者」（909条ただし書）に該当し、保護されないか。

同条の趣旨は、遺産分割の遡及効によって害される第三者を保護する点にある。そうだとすれば、「第三者」とは、遡及効によって害される遺産分割前の第三者をいうものと解する。

また、「第三者」には、悪意者を含むと解すべきである。同条の文言上、主観的要件は特に要求されていないし、遺産分割によってどのような協議がまとまるか分からない以上、悪意者も保護に値するからである。

ただし、第三者が権利取得を対抗するためには、登記の具備が必要である。遺産分割によって単独所有権者となった者には何ら帰責性がない以上、権利保護要件としての登記を要求すべきだからである。

以上から、登記を具備しているDは、「第三者」として保護される。

## 論点 遺産分割後の第三者

### 論証

#### 事例

甲土地の所有者Aが死亡しB Cが共同相続したところ、Bが甲土地を単独相続する遺産分割協議が成立した。ところが、Bが登記を備える前に、DがCの法定相続分(持分)を差し押さえた(登記済)。

(「第三者」(909条ただし書)は遺産分割前の第三者に限られること、そのため、Dはこれには該当しないことを述べて) もっとも、Bは、Cの法定相続分については、登記を備えなければ第三者Dに対抗することができない(899条の2第1項)。